参考資料３

こども家庭庁 自治体こども計画策定のためのガイドライン

自治体こども計画とは？ガイドラインの目的は？

こども基本法第10条にて、
- 都道府県はこども大綱を勘案して「都道府県こども計画」を作成すること
- 市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

本ガイドラインでは計画策定にあたり必要な基礎事項や留意点を取りまとめ、広く横展開を行い、地域の実情に応じた自治体こども計画の策定を支援します。

こども大綱

これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」が、こども大綱に一元化されました。

勘案

（自治体こども計画）都道府県こども計画

既存の各法令等に基づき、地方公共団体が作成するこども施策に関する事項を定める計画等について、都道府県計画および市町村計画と一体のものとして作成することができます。

これにより区域内の
- こども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、
- 住民にとって一層分かりやすいものとすること、
- 事務負担の軽減を図ること

などが期待されています。

勘案

（自治体こども計画）市町村こども計画

（例）
- 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画および市町村子ども・若者計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画および市町村計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画　等

市町村はこども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案します。

計画を策定する自治体は、一体のものとして作成した場合であっても、各法令等における計画に記載すべき事項を自治体こども計画の内容として盛り込むこと。

自治体こども計画策定の工程とガイドラインの記載事項

工程：事前準備 → 調査 → 策定 → 完成 → 推進

- 調査の手法、工夫について
- こども・若者、子育て当事者への意見聴取、意見のフィードバックについて
- 外部委託する場合の留意点について

- 目標の設定について
- 計画の推進体制、評価、見直しについて

- 計画完成までのスケジュールの検討について（どういった工程が想定されるか。）
- 検討体制、協議会の構築について　・庁内、庁外との連携について
- 自治体こども計画と一体とできる計画について　・予算（想定される費目）の確保について

- 上位計画、関連計画との整合について
- 協議会等の開催について

（参考）こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン～こども・若者の声を聴く取組のはじめ方～

ガイドラインでは、こども施策に関わる計画を複数の根拠法令等に基づいて一体的に策定した事例や、こども・若者等から積極的に意見を聴取するための取組を実施している事例だけでなく、記載事項ごとに留意点や自治体ヒアリングの結果として参考事例を記載しております。

こども基本法の概要

目　的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

○ 国・地方公共団体の責務　○ 事業主・国民の努力

白書・大綱

○ 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の３法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

○ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
○ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
○ 関係者相互の有機的な連携の確保
○ この法律・児童の権利に関する条約の周知
○ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

○ こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
　① 大綱の案を作成
　② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
　③ 関係行政機関相互の調整　　等
○ 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和５年４月１日
検討：国は、施行後５年を目途として、基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討